

# (新年度募集)海老名市パートタイム会計年度任用職員勤務条件書 募集番号(文-1)

所 属	市長室 文書法制課 連絡先: 046-235-4502 (直通) 担当者名: 文書法制課 立花・大谷				
(勤務場所)	<input checked="" type="checkbox"/> 海老名市役所 <input type="checkbox"/> えびなこどもセンター <input checked="" type="checkbox"/> その他(所属する弁護士事務所等)				
職 種	審理員		募 集 人 数	1 名	
(免許・資格要件等)	令和7年4月1日時点で18歳以上の人々に限る。 弁護士資格を有し、弁護士名簿に登録している人		報 酬	日額	30,000 円
(業務内容)	行政不服審査法に定める審理員業務		期 末 ・ 勤 勉 手 当	支給要件あり (任期の定めが6か月以上及び週15.5時間以上)	
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		(期末・勤勉手当支給率)	年4. 6月(在職期間に応じて支給率の減あり)	
勤務時間	1日当たり4時間程度		(期末・勤勉手当支払日)	6月及び12月	
勤務日(勤務形態)	審査請求事案発生時、審理員審理に必要な日		通勤に係る費用弁償	支給要件あり(上限55,000円)	
(休憩時間)	- から	- まで	昇給・昇格・退職手当	なし	
(1日の勤務時間)	- 時間	(週 一 時間勤務)	健康(厚生年金)保険 雇用保険	加入可能(加入要件あり)	
(時間外勤務の有無)	有	・ 無	災 害 補 償	公務災害及び通勤災害による負傷等は、補償の対象に該当	
休 日	週休日及び条例で定める休日(勤務形態により変更される場合があります。)		休 暇 ・ 休 業	取得要件あり (年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)等)	
その他特記事項	<p>1 条件付採用期間は、1か月となります。ただし、実際に勤務した日数が15日に満たない場合や勤務評定によっては、延長される場合があります。</p> <p>2 地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分及び分限処分の対象となります。</p> <p>3 任用予定期間満了後、勤務成績が一定以上の場合は、再度の任用がされることもあります。ただし、事業の廃止や予算の状況によっては、勤務成績によらず、再度の任用ができないこともあります。</p> <p>4 勤務条件書に明示した部分も含め、関係する法律、条例、規則等が改正された場合は、勤務条件等が変更される場合があります。また、新年度の予算額が変更となった場合は、任用開始日を含めた勤務条件等が変更される場合があります。特に、職種ごとに定められた号給から算出される報酬の時間額が、地域別最低賃金の額(神奈川県)を下回る場合に、当該地域別最低賃金の額を満たす時間額であって、当該地域別最低賃金の額との差額が最も小さい時間額となる号給から時間額を算出しますが、常勤職員の給料表に改訂があった場合は、時間額に増減が発生する可能性があります。</p> <p>5 選考の結果、不採用となった場合も、引き続き海老名市パートタイム会計年度任用職員としての勤務を希望する場合は、通年募集(欠員が出た場合の補充)への申し込みに切り替えることができます。この場合は、「海老名市パートタイム会計年度任用職員申込書兼履歴書」の右上部分にある、通年募集への選考申込希望欄の「はい」に丸をつけてください。</p>				